

瑞穂市立西小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

はじめに

本校は、学校の教育目標を、「豊かな心を持ち たくましく生きる力のある子」の育成とし、授業で学び合う姿や、活動をする中で成長していく姿だけでなく、中学校へ進学しても、また、社会に出ても、「感謝する心」「挑戦する力」をつけるよう取り組みを続けてきた。

帰りの会には、仲間のよさを見つけて交流をする「かがやき見つけ」を位置付け、お互いを認め合うことで、よりよい自分や仲間になるために活動をしている。また、異年齢集団で活動する「なかよし学級活動」を位置付け、遊びや授業を通して他学年と関わる中で、相手を思い、行動することを大切にしてきた。

そして、ここに定める「西小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第12条に基づき、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものであり、いじめを見逃さない瑞穂市の実現を目指すことを柱としている。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。（法：第2条）

<一定の人的関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

<物理的な影響を与える行為>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。

(2) 基本認識

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。教育活動全体を通して、以下の認識に基づきいじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは卑怯な行為である」
- ・どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得ることである。
- ・いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対応を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない児童を育成する」という強い願いのもと、児童一人一人を大切に教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・児童に「いじめは人間として決して許されない」ことへの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに、自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育む。

2 いじめの防止(未然防止のための取組等)

いじめの未然防止を図るため、前向きで落ち着いた学級経営・学年経営を基盤として、児童が主体的に取り組める活動を位置付け、自己有用感、自己肯定感がもてる自分づくりを行う。

(1) 魅力ある学校・学級づくり

人権感覚の育成を目指し、魅力ある学級・学校づくりに取り組む。

- ①ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保障された学級・学校づくりに努める。
- ②一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを推進する。
- ③一人一人のよさを素直に認め合える、望ましい人間関係を醸成する。

(2) 高めたい3つの重点(豊かな心の育成)

「あいさつ」「まなび」「そうじ」の3つに取り組ませる中で、児童の言動や努力の足跡を価値付ける。

- ①児童の望ましい姿を継続的に褒め、自己有用感や自己肯定感の高揚に努める。
- ②「人がうれしい気持ちになることをする、人がつらい気持ちになることはしない」という全校児童共通の願い・決意を、日々の身の回りで起きる事実をていねいに考えることによって、より盤石なものにしていく。
- ③人権の日「ひびきあいの日」の活動を通して、「人権」について正しい知識を身に付けると共に、相手を大切にすることについて仲間と共にじっくり考え、人権を尊重しようとする意識を高める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・児童一人一人に命を大切に心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・自分の居場所や仲間との絆を実感できるように一人一人に活躍の場をつくり、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養う。また、すべての児童が安心して、自己肯定感を感じることができるよう心の成長を支える教育相談に努める。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

いじめは、「いつでも、どこでも、おこりうるもの」と考え、いじめの早期発見に努める。

(1) いじめの未然防止

- ① 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができ、機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。
- ③ 児童に対して、いじめの傍観者とならず、対策委員会（校内委員会）への報告をはじめとするいじめを見逃さない行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) いじめの早期発見

- ① アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
 - ・児童との日常会話や保護者との連携等から、交友関係や悩みを把握する。
- ② 教育相談の充実
 - ・年間3回定期的な「心のアンケート」と教育相談（個人面談）を実施する。
 - ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係諸機関等と積極的に連携を図る。
- ③ 教職員の研修の充実
 - ・各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
 - ・終礼で問題行動の情報交流を行い、組織的な対応を図る。
- ④ 保護者との連携
 - ・保護者への報告を行い、理解や協力を得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ⑤ 関係諸機関等との連携
 - ・日頃から教育委員会や警察、中央子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切にする。
- ⑥ 実効性評価改善
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

4 いじめに対する対処（発見したいじめに対する対処）

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに対策委員会（校内委員会）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割と明確にした組織的な対応をする。

- ① いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ② いじめ未然防止・対策委員会を開き、情報を共有し、指導方針を決定する。
- ③ 事実に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・被害児童への対応及びその保護者への対応
 - ・加害児童への対応及びその保護者への対応
 - ・集団（学級・学年・全校）への指導
 - ・教育委員会や関係諸機関との連携

- ④必要に応じて、保護者会や学校だより等で「いじめ」の事実や学校の対応を報告する。
- ⑤「いじめが解消している」状態とは、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしている状態であり、その期間が3ヶ月継続していることを目安とする。このことは面談等により確認する。

5 いじめの防止等（未然防止、早期発見、対応）の対策のための組織

<西小学校いじめ未然防止・対策委員会（校内）>

構 成 員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年部主任，人権主任，教育相談コーディネーター，教育相談主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター

<西小学校いじめ未然防止・対策拡大委員会>

構 成 員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年部主任，人権主任，教育相談コーディネーター，教育相談主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，学校運営協議会（自治会長代表，老人クラブ代表，青少年育成推進委員，主任児童委員，学識経験者，PTA会長），必要に応じてスクールカウンセラー，学校医等

<西小学校いじめ未然防止・対策拡大委員会>

開催時期は、年3回（5，10，1月）定期開催とする。その内容を「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」に報告する。重大事案になり得る場合は、校長が随時招集し、事態の収拾・解決に当たる。

6 いじめ防止のための年間計画（別紙）

7 いじめ防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

学校評価でいじめ問題を取り扱う際には、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、組織的な対応等が評価されるようにする。

「誰もが大切にされているという実感のもてる指導」を評価項目にし、以下の内容で振り返る。

- ・児童評価「学校生活アンケート」・・・安心して生活できる学校づくりについて
- ・保護者評価「保護者向けアンケート」・・・家庭と学校との連携について
- ・教職員評価「学校評価」・・・保護者や地域の信頼を深める学校づくり」「人権教育指導」

8 重大事態への対応

① 重大事態の発見・報告・調査

「生命、心身又は、財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた状況に着目し、事実確認等を丁寧に行う。そして、必要に応じて「いじめ未然防止・対策委員会」において検討や瑞穂市教育委員会への相談等も行い、報告、調査等に当たる。

② 調査結果の提供及び報告

調査の結果については、明らかになり次第、事実関係を全職員で共有する。そのうえで、被害者・加害者の保護者に対して丁寧に説明をする。また、教育委員会へは、第一報、最終報告の2段階で報告する。さらに、拡大委員会を臨時に招集し、調査結果を報告すると共に、事態の収拾に向け、地域の代表者や保護者の代表者等に協力を求める。

9 資料の保管（アンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保管期間は最低でも当該児童が卒業するまでとする。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保管期間を卒業後5年間とする。（QU・生徒指導主事記録ノート・生徒指導記録カード・心のアンケート集計）